

## 第1号議案 定款変更承認の件

### 1. 第15条（権限）に社員総会の決議事項として「会長候補者の選出」を加える件

「会長候補者の選出」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）及び本会定款に規定する決議事項には含まれていない。しかしそもそも会長はわが国の作業療法士団体の代表者であって、その選定は本会にとって最重要事項の一つである。そのため、代議員制導入以前は正会員による直接選挙で選定し、代議員制導入後も正会員による役員候補者選挙の一環として会長候補者選挙を行ってきた。役員候補者選挙は投票率の低さにより廃止する仕儀となったが、可能なかぎり会員の声に耳を傾け、その民意を反映させたいという姿勢自体を今後とも維持するために、正会員の代表たる代議員（社員）にその役割を引き継ぎたい。社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長に選定する方法をとることを定常化するため、「会長候補者の選出」を社員総会の決議事項とすべく、定款を変更することとしたい。

なお、本議案を社員総会に上程することについては、2018年度第3回定例理事会（2018年8月18日開催）において既に可決・承認されていた。しかし翌2019年度の定時社員総会では役員改選と重なってしまったため、その発議が見送られ、「つなぎの対応」として、理事会が社員総会に付議するという方法により決議事項とした経緯がある。2021年度の役員改選に向けて、今回の定時社員総会に上程する次第である。

現行定款	変更案
<p>(権 限)</p> <p>第15条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) その他社員総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(権 限)</p> <p>第15条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p><u>(3) 会長候補者の選出</u></p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項</p>

2. 第20条（決議）に「補欠役員の選任決議の効力を当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時までとする」旨の第4項を新たに加える件

役員の選任にあたって、過半数の賛成票を得たにもかかわらず得票数の差によって定数からもれた役員候補者については、これを「補欠役員」として選任することができる（法人法第63条第2項、法人法施行規則第12条、本会定款第28条第3項、役員選出規程第6条）。しかし法人法施行規則第12条第3項は、「補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。」と規定しており、本会の定款には別段の定めがない。そのため、本会における補欠役員の選任決議の有効期間は1年間のみとなり、仮に任期2年目に定員割れを起こす事態が発生した場合は、決議の効力が切れているために補欠役員を繰り上げ当選させることができない。かかる不測の事態に備えて、補欠役員の選任決議の効力を当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時まで、すなわち次の役員改選が行われる総会時まで延長すべく、定款を変更することとしたい。

現行定款	変更案
<p>(決議)</p> <p>第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(決議)</p> <p>第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 <u>補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時までとする。</u></p>